北山崎地区工業団地 地区計画について



令和5年10月26日 都市計画課 都市計画係

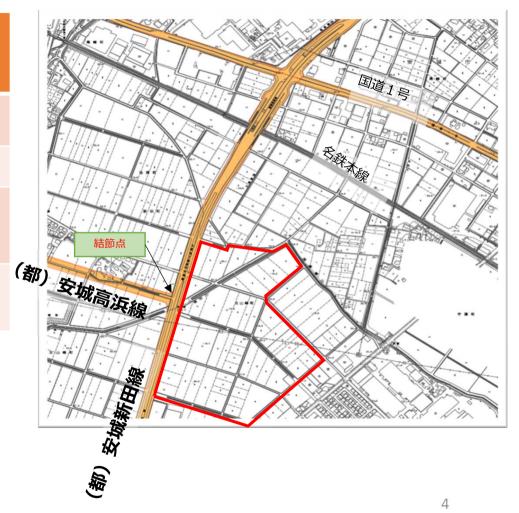


- 1. 工業団地造成事業の概要
- 2.地区計画とは
- 3. 地区計画の内容 (都市計画決定の内容)
- 4. 今後のスケジュール

- 1. 工業団地造成事業の概要
- 2.地区計画とは
- 3. 地区計画の内容 (都市計画決定の内容)
- 4. 今後のスケジュール

1. 工業団地造成事業の概要

所在地	安城市北山崎町及び 尾崎町地内
開発面積	約14.5ha
分譲面積	約11.0ha
事業主体 (予定)	愛知県企業庁
造成工事 (予定)	令和7年~ 令和12年頃





- 1. 工業団地造成事業の概要
- 2. 地区計画とは
- 3. 地区計画の内容 (都市計画決定の内容)
- 4. 今後のスケジュール

2. 地区計画とは

●地区計画とは…

地区計画は、それぞれの地区の特性に応じて、良好な都市環境 の形成を図るために必要な事柄を市が定める「地区計画レベルの 都市計画」。

地区計画は、「地区計画の方針」と「地区整備計画」で構成され、その地区独自のまちづくりルールをきめ細かく定めるもの。

●地区計画の効果

- ■届出制度・勧告制度
- ・建築、開発等の行為を行う30日前に、市長に計画を届け出る。
- ・地区計画の内容に適合しない場合は、市長が設計の変更等を勧告できる。
- ■条例化による制限
- ・建築物等の制限を条例化することにより、<u>制限に適合しない場合は</u> 建築できません。



2. 地区計画とは

地区計画の構成

地区計画

地区計画の方針

・目標、土地利用の方針等

地区整備計画

- ·地区施設(道路、緑地等)
- ・建築物等の制限
 - ・建築物の用途
 - ・敷地面積の最低限度
 - ・容積率、建ペい率
 - ・形態意匠 等
- ・緑地保全に関する事項

建築条例に定める



- 1. 工業団地造成事業の概要
- 2. 地区計画とは
- 3. 地区計画の内容 (都市計画決定の内容)
- 4. 今後のスケジュール

- ●名称 北山崎地区工業団地 地区計画
- ●位置 安城市北山崎町築地、北山崎町西山、 尾崎町蔵地の各一部
- ●面積 約14.5ha

地区計画の方針

●地区計画の目標

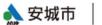
本地区計画では、優良な工業団地としての基盤施設を構築するとともに、地区周辺の環境と調和を図りつつ、機能的で活力ある産業空間の形成を図ることを目標とする。

●土地利用の方針

優良な工業団地として、周辺環境との調和に留意しつつ、 交通利便性を生かした合理的な土地利用を図る。



地区計画図(地区施設の配置及び規模)



SUSTAINABLE GOALS

安城市は持続可能な開発目標(SDGs)を支援しています。

地区整備計画

西三河都市計画

北山崎地区工業団地地区計画

計画図

調整池2号 B地区 調整池1号 調整池1号 A地区 道路1号

調整池 合計約1.1 ha 緑 地 合計約1.4 ha 道 路 合計約1080m

エー ワンサチぐ

地区整備計画

①用途の制限(A地区、B地区共通)

次に掲げる建築物以外の建築物は、建築してはならない。

- (1) 製造業(日本標準産業分類に掲げる大分類 E) に属する工場施設又はそれに関する研究開発施設。ただし、次に掲げるものを除く。
 - ア 火薬類取締法(昭和25年法律第149号)の火薬類(玩具煙火を除く。)の製造又は消防法(昭和23年法律第186号)第2 条第7項に規定する危険物の製造を営む工場
 - イ 産業廃棄物 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第2条第4項に規定するもの)の収集、運搬又は 処分の用に供するもの
- (2)前号の建築物に附属し、用途上不可分のもの
- (3)排水管理上必要な施設



地区整備計画(建築物等に関する事項)

②容積率、③建ペい率、④最低敷地面積

	A地区	B地区
①容積率	200%	
② 建ぺい率	60%	
③最低敷 地面積	9,000㎡ (排水管理上必要な施設を除 く。)	3,000㎡ (排水管理上必要な施設を除 く。)



地区整備計画(建築物等に関する事項)

⑤壁面の位置の制限

A地区

建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から、 道路境界線までの距離は10.0m以上、道路 境界線以外の敷地境界線までの距離は5.0m 以上でなければならない。ただし、道路境界線 から10.0m未満及び道路境界線以外の敷地 境界線から5.0m未満の距離にある建築物又 は建築物の部分であって、次の各号のいずれに も該当するものに係るものを除く。

- (1) 用途が、守衛所、自転車置場その他これらに類するものであること。
- (2)軒の高さが、3.0m以下であること。
- (3)床面積が15㎡以内であること。

B地区

建築物の外壁又はこれらに代わる柱の面から、 道路境界線までの距離は5.0m以上、道路境 界線以外の敷地境界線までの距離は、4.0m 以上でなければならない。ただし、道路境界線 から5.0m未満及び道路境界線以外の敷地境 界線から4.0m未満の距離にある建築物又は 建築物の部分であって、次の各号のいずれにも 該当するものに係るものを除く。

- (1)用途が、守衛所、自転車置場その他 これらに類するものであること。
- (2)軒の高さが、3.0m以下であること。
- (3)床面積が15㎡以内であること。



地区整備計画(建築物等に関する事項)

⑥形態意匠の制限

A地区

道路境界線から10.0m未満及び道路境界線以外の敷地境界線から5.0m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等(基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5mまでの基礎に限る。)としなければならない。

B地区

道路境界線から5.0m未満及び道路境界線以外の敷地境界線から4.0m未満の距離に存する垣又はさくは、生垣又は透視性のあるフェンス等(基礎を有する場合にあっては、敷地地盤面からの高さが0.5mまでの基礎に限る。)としなければならない。

- 1. 工業団地造成事業の概要
- 2.地区計画とは
- 3. 地区計画の内容 (都市計画決定の内容)
- 4. 今後のスケジュール

3. 今後のスケジュール

令和5年 令和6年 9月 10月 3月 11月 12月 5月 説 都市 愛 都市 安城市 計 愛 都 知県 知 市 画 計 計 明 県 計 の 原案 画法第 都 画決定告 画法第 市 会 事前 知事協議 計 の 本 協 画審議 作 16 **17** 示 日 議 成 条縦覧 条縦覧 ながる。かなえる。健幸のまち、安城 意見書の提出 意見書の提出

質 疑 応 答

ご参加いただき、 誠にありがとうございました。

お気をつけて、お帰りください。